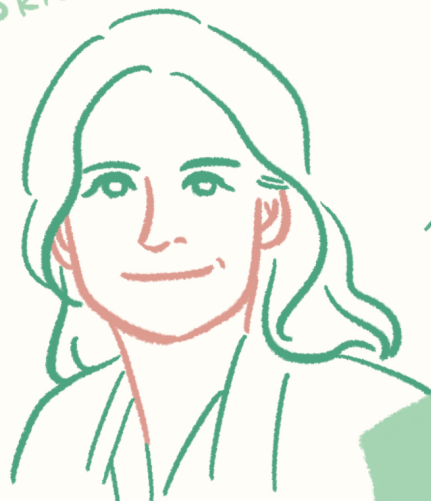


—『公的ケアからの養子縁組』出版記念 国際講演—
「欧米におけるこどもの福祉のための養子縁組」講演録

Marit
Skivenes



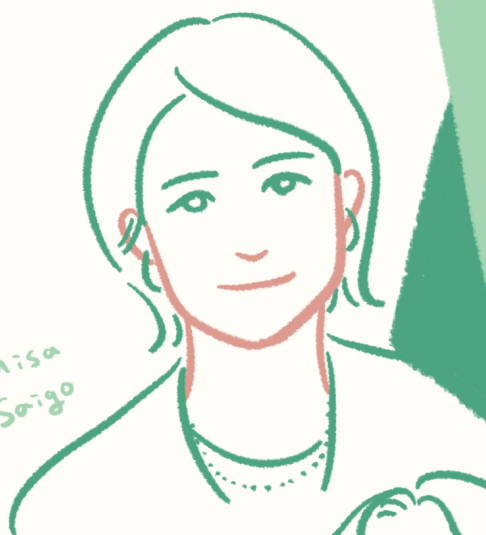
Tarja
Pösö



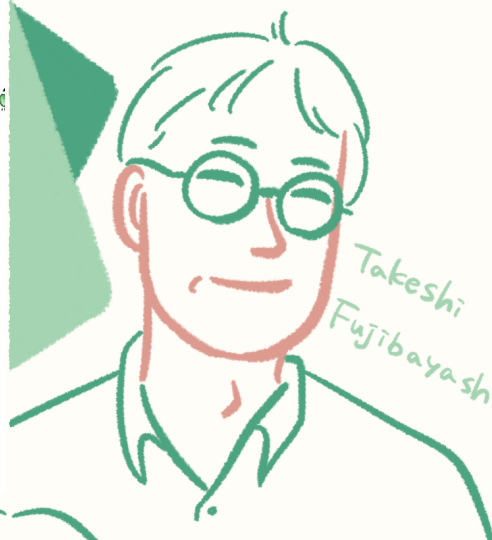
June
Thoburn



Misa
Saigo



Takeshi
Fujibayashi



Shoko
Tokunaga



Kazuhiro
Kamikado



—「公的ケアからの養子縁組」出版記念 国際講演—

「欧米におけるこどもの福祉のための養子縁組」講演録

司会：徳永祥子（早稲田大学・立命館大学 研究員）

◆はじめに.....|

西郷 民紗(早稲田大学人間総合研究センター 次席研究員・研究院講師)

◆講演 | :本書の概要と主要テーマ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2

マリット・スキヴェネス教授（ノルウェー、ベルゲン大学教授・裁量権パターンリズム研究センター所長）

◆講演 2:米国と英国における公的ケアからの養子縁組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6

ジュン・ソバーン教授(イギリス、イースト・アングリア大学名誉教授)

◆講演3:ヨーロッパにおけるケアからの養子縁組の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9

タルヤ・ポソ教授（フィンランド、タンペレ大学名誉教授）

◆指定質問..... | 2

藤林 武史氏（西日本こども研修センターあかし センター長、早稲田大学社会的養育研究所招聘研究員）

◆質疑応答・ディスカッション・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 8

◆おわりに・・・25

上鹿渡 和宏(早稲田大学人間科学学術院教授、社会的養育研究所 所長)

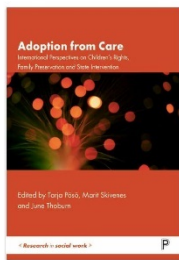
はじめに

西郷 民紗

(早稲田大学人間総合研究センター 次席研究員・研究院講師)

本日はご参加いただき、ありがとうございます。「公的ケアからの養子縁組」を監訳させていただいた西郷と申します。

早速ですが、皆さんは、「海外の養子縁組の状況はどうなっているのだろう」と思われたことはありますでしょうか。私は、国の補助事業として行われた調査研究に、委員として参加した際、「他の国ではどんな支援をしているのか」と考えていたときに出会ったのが本書でした。



特に、興味深い点を2つに絞ってお伝えします。一つ目は、「各国における養子縁組の位置付けの移り変わり」が示されていることです。生みの親支援、里親・キンシップケア・後見制度など他の選択肢との関係、子どもと親の権利のバランスをどう取ってきたかによって、各国における養子縁組の位置付けが変わってきています。つまり、養子縁組を検討するとき、私たちが今ど

のような枠組みの中で、「子どもの最善の利益」を考えているのかを気づかせてくれます。そして、各国の養子縁組を通じて、養子縁組以外の選択肢や社会状況についても視野を広げてくれます。

01 各国における養子縁組の位置付けの移り変わり

生みの親支援、里親・キンシップケア・後見制度など他の選択肢との関係、子どもと親の権利のバランスを各国がどう取ってきたか

- ・ 養子縁組を検討するとき、私たちが今どのような枠組みで「子どもの最善の利益」を考えているのか？を気づかせてくれる。
- ・ 各国の養子縁組を知ることで、養子縁組以外の選択肢や社会状況・時代背景についても視野が広がる。

02 「養子縁組をすること」の意味合いが変化しうること

縁組後に生みの親・きょうだいとの継続的な接触(コンタクト)をもつという選択肢の有無、養子・養親・生みの親が受けられる支援はあるか

- ・ 生みの家族とのコンタクトを持たないこと(クローズドな縁組)が望ましい場合もあるが、子どもごとにどうするかを検討する必要はないのか？
- ・ 縁組後の支援は、今のやり方で良いのか？支援が途絶えることは、養子にどんな影響を与えるのか？を考えさせてくれる。

もう一つは、「養子縁組をすること」の意味合いが変化しうることです。日本では、生みの家族との法的な親子関係を解消するだけでなく、その後も接触を持たないクローズドな養子縁組が一部を除いて一般的で、縁組後の支援もあまりないこともあります。しかし、生みの家族とのコンタクトをどうするかを、子どもごとに検討する必要はないのか。子どもにとって今の支援のやり方で良いのか、を考えさせてくれます。

こうしたことを多くの人と考えられる機会があればと思ひ準備をしてきました。ぜひ皆様楽しんでいただけたらと思います。最後に登壇者の皆様、そして関係者の皆様に感謝して、ご挨拶とさせていただきます。

講演Ⅰ：本書の概要と主要テーマ

マリット・スキヴェネス教授

(ノルウェー、ベルゲン大学教授・裁量権パターンリズム研究センター所長)



公的ケアからの養子縁組

2025年5月12日

皆様にお会いできて非常に光栄に思います。本当にお招きくださりましてありがとうございます。

子どもの権利条約

子どもに関して、1989年に採択され、世界中の国が批准している国連子どもの権利条約（CRC）は、子どもたちの権利状況を大きく変化させ、大人と同等の社会的、文化的、市民的権利をもたらしています。

子どもには個人の権利があるため、国家は家庭という私的な領域においても、また必要であれば親の意向に反して干渉的な措置をとってでも、その権利を尊重し、保護する義務があります。

例えば、CRCは、子どもが虐待、放置、不当な取扱いを受けている場合、政府は措置を講じるべきであり、干渉的でない措置で状況が改善されない、あるいは虐待が止められない場合、子どもを親から引き離すことができます（CRC第19条、Berrick他、2023も参照）。

2

まず、国連子どもの権利条約（CRC）、これをスターティングポイントとして話すことは、重要なことだと思います。子どもを個人、人間として考え、その上で、この条約の中で、社会にどう関わるのか国家にどう関わるのか、そして親とどう関わるのかという意味で、子どもに対して強いポジションを付与しています。

米国以外の国は、CRC を批准しています。国、政府が子どもと直接的な関係を持つと言えます。そして子どもに対しての責任も直接負います。CRC 19 条において、きちんと干渉または子どもを保護することによって、子どもが虐待や不当な扱いを得ないようにする、ということを政府に対して定めています。また、研究の結

果、この義務というものは、いろいろな形で解釈されているということがわかっています。それへの対処の仕方も、いろいろと異なった状況があるようです。

家庭外でケアを受ける子どもたち

児童保護のために公的ケアの下にある世界中の子ども数に関して、正確なデータは不足しているものの、欧米諸国のデータから主に次の3つの傾向が読み取れます。すなわち、児童人口の約0.5%が公的ケア下にある国（イングランド、米国など）、約1%が公的ケア下にある国（デンマーク、スウェーデンなど）、約1.5%が公的ケア下にある国（チェコ、ルーマニアなど）の3つです。

日本では、1,000人当たり約2.4人となっています（2017年末、測定値）。

この数字だけを見ても、子どもの公的ケアは相当数の子どもとその家族に関係していることがわかります。

3

家庭外でケアを受ける子どもたちは、どれくらいいるのでしょうか。児童保護のために公的ケアの下にある世界中の子ども数に関して、正確なデータはまだ少ない状況です。しかし、欧米諸国では、以下のような3つの傾向が見られます。児童人口の約0.5%が公的ケア下にある国は英国、米国など、約1%が公的ケア下にある国はデンマーク、スウェーデン、フィンランドなど、約1.5%が公的ケア下にある国はチェコ、ルーマニアなどの3つです。日本では、1,000人当たり約2.4人または約2.5人ということが分かっています。西洋の国に比べると少ないですね。この数字だけを見ても、子どもの公的ケアは相当数の子どもやその家族に関係している問題であることがわかります。

国連の目標：家庭外のケアを家族で行う



児童保護システムによって親から引き離された子どもについては、国際連合（UN）の全加盟国が、愛情深い養育を行う家族によってケアされるべきであることに合意しており（2019年国連総会）、ケアされる子どもは、家族が提供する愛情深く永続的な関係を経験すべきであるという大きな目標を表明しています（Palacio 他, 2019）。

しかし、子どもの公的ケアのための入所施設を利用する方法は、減少しているものの、依然として広く実施されています。

4

子どもが家庭外のケアのもとに置かれた場合、子どもは基本的には愛情深い養育を行う家族によってケアされるべきであるということが、国際連合における共通の理解として合意されています。これは、ケアされる子どもたちは基本的に愛情深く永続的な環境を経験すべきであるという、大きな目標を表明するものです。しかしながら、子どもの公的ケアのため入所施設などの公的機関を利用する方法がまだ存在しています。先に述べたような野心的な目標があるにもかかわらず、こうした状況がまだ世界的に見られます。

生物学的家族か里親家庭か



生物学的家族は伝統的に、生物学が意味する血のつながりを理由に、最も有力かつ望ましい家族とされてきました（例：Smart, 2007; Minow & Shanley, 1996; Bartholet, 1999を参照）。子どもの保護において、里親家庭（または子どもを養育する家族）の立ち位置は世界的に曖昧であり、一部の社会では特にその傾向が強くなっています（Berrick他, 2023）。

体系的な記録はないものの、多くの社会では、子どもの保護を目的とする引き離しは一時的なものとし、できるだけ早く生物学的な親に復帰させるべきだという考え方が支配的なようです。これは例えば、46か国が加盟する欧州人権裁判所（ECtHR）が繰り返し述べていることであり、2019年の重要な大法廷判決、ストランド・ロベン事件（Strand Lobben vs. Norway）でも明示されています。

5

生物学的家族か里親家庭かという話があります。文献からわかることは、生物学的家族が基本的には有力で望ましい家族とされてきました。これは血のつながりがあるからです。しかし、新しい家族のかたちの形成も見られていますので、これも一部変わりつつある状況です。子どもの保護という意味では、里親家庭の立ち位置は世界的にはまだ曖昧です。一部の社会では、特にそのような傾向が強いということがわかっており、後ほどこの点も述べたいと思います。

体系的な記録はないとはいえ、子どもの保護を目的とする親子分離は一時的なものとすべきということが、

多くの社会で考えられています。基本的には、できるだけ早く子どもが生物学的な親のもとで家族の再統合を図るべきだという考え方が支配的です。46か国が加盟する欧州人権裁判所（ECtHR）でもこの原則は強調されています。分離は一時的なものであるべきで、なるべく速やかに再統合を行うべきということが明示されています。

アタッチメント理論と家族の関係性



アタッチメント関係の中心的な性質は、養育者が子どものニーズに適切かつ一貫して対応できるかどうかによって左右されます。

アタッチメント理論では、関係やつながりの発展には時間をかけることが必要であるとされています。愛情深く思いやりのある両親によって養育され、身体的、感情的、心理的なニーズが一貫して満たされている場合、子どもは主要な養育者に強い愛着を形成している可能性が高いといえます。

また、アタッチメント理論では、放置や不当な扱いの経験が、確実に秩序立ったアタッチメントの発達を阻害すると提唱されています（例：Cyr他, 2010; Baer & Martinez, 2006）。

英米の児童保護システムでは永続性の原則が確立されているため、保護されている子どもの家族再統合ができない場合、児童保護システムはその子どもに永続的な家族（里親または養子縁組）を確保すべきであるという目標が設定されています。

6

ご存知の方も多いと思いますが、アタッチメント理論では、子どもは愛情深く思いやりがある両親によって養育され、身体的、感情的、心理的なニーズが一貫して満たされるべき、ということが分かっています。そしてそれは、時間をかけることが必要であるとされています。生みの親から引き離されるということだけでなく、その関係が何かしら途絶をしてしまうと、または放置されてしまったりとか、そういったことがあった場合、新しい関係性や絆が築かれる必要があります。

いくつかの国、特に米国や英国では、永続性というパーマネンシーの原則が確立されています。もし、子どもが公的機関にいる場合、生みの親との家族再統合ができないということであれば、児童保護システムはその子どもに永続的な家族を確保すべきである、ということを唱えています。これはつまり、子どもが確実に新しい家族の元で暮らせるようにし、その中で子どもが家族との関係を持ち、ニーズを叶えるようにすることになります。これは現実的には、里親の家庭であるかもしれないし、または養子縁組かもしれない。一時的な措置を取る場合もあれば、永続性ということを考えて上での措置を取ることもあります。

そして、文化的な要素もあります。永続性をより重視

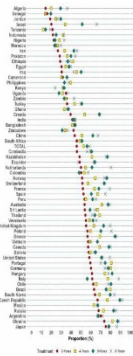
する社会もあります。我々が実施した研究では、一般的に子どもが里親の家族のもとに置かれるべきか、生みの親のもとに再統合されるべきか、その考え方は国や文化によって異なると考えられます。

文化的側面 – 子どもの永続的養育に対する人々の見解

日本では、子どもたちを里親家庭で永続的に養育することに、国民の多く(75%)が賛成しています。
米国(65%)と英国(60%)でも、賛成派が明らかに過半数に達しています。
ノルウェーでは賛成派と反対派が50対50となっています。

イスラエルやヨルダン(20%)など、賛成派が少ない国もあります。

出典: Archard & Skivenes, 準備中。



次はアンケート結果です。これは非常に難しい結果で、国によって回答が異なります。ここで分かることは国ごとの傾向です。子どもを里親家庭で永続的に養育するという点に関して、米国、英国でも60%以上と、賛成派が明らかに多いです。ノルウェーでは50対50で、イスラエルとヨルダンは賛成する人は少なく20%ほどしかいません。基本的にはももとの家族と再統合すべきだと唱えています。

公的ケアからの 養子縁組

英国、エストニア、フィンランド、ドイツ、アイルランド、ノルウェー、スペイン、米国の8か国のケーススタディ



これが『公的ケアからの養子縁組』の本です。西郷先生、このような仕事をしていただきまして、本当にありがとうございます。また、日本語でこのように美しいカバーの本に仕上げていただきましたことを大きく感謝したいと思います。タルヤ・ポソ教授、ジュン・ソバーン教授と私自身がケーススタディをしています。また他にも、英国、エストニア、フィンランド、ドイツ、アイルランド、ノルウェー、スペイン、そして米国といった国々の素

晴らしいケーススタディをまとめております。我々の研究とこの本で書いてあることは、子どもが公的ケアを終了してから、または公的ケアが終了して養子縁組が始まるまでのプロセスです。養子とその養親が同じ国にいう、国内の家庭による養育の仕組みというのがあります。このような養子縁組は、いわゆる国境を越えた養子縁組よりもシンプルです。国境を越えた養子縁組は、とても大きな議論を呼ぶものです。特にノルウェーではその傾向があります。これがこの本における中心課題です。

入手可能な情報によると、公的ケアからの養子縁組の割合は国によって異なる

	公的ケア下にある子どもに占める 公的ケアからの養子縁組の割合
オーストリア(2018年)	0.83%
英国(2018年)	6.2%
エストニア(2018年)	0.9%
フィンランド(2018年)	0.1%
ドイツ(2016年)	0.18%
アイルランド(2017年)	0.42%
ノルウェー(2018年)	0.62%
スペイン(2015年)	1.7%
米国(2016年)	14.4%

この8か国における入手可能な情報をもとに議論を進めたいと思います。この児童保護のシステムには大きな違いがあります。公的ケアからの養子縁組の割合は、国によっても大きな違いがあります。この割合をご覧ください。これは公的ケア下にある子どもに占める、公的ケアからの養子縁組の割合です。オーストリアでは0.83%ですが、英国では6.2%、米国では14.4%と、大きな差があるのがお分かりかと思います。この数字を見ただけでも、子どもたちをどうやってケアするのか、というアプローチに関する考え方に違いがあることが分かります。

公的ケアからの養子縁組の手続き

公的ケアからの養子縁組は通常、司法によって決定されますが、一般裁判所（オーストリア、エストニア、フィンランド）や専門家裁判所（英国、ドイツ）ではなく、裁判所に準ずる機関や行政機関（アイルランド、ノルウェー、スペイン）によって決定されることもあります。

国名	養子縁組に子どもの同意が必要となる年齢
エストニア	厳密に10歳に設定
ノルウェー	厳密に12歳に設定
スペイン	厳密に12歳に設定（十分に成長していると見なされる場合は、それ未満の子どもも必要）
フィンランド	12歳に設定（十分に成長していると見なされる場合は、それ未満の子どもも必要）
ドイツ	厳密に14歳に設定
オーストリア	14歳に設定
英国	同意基準はないが、子どもの明確な意向が必要
アイルランド	同意基準はないが、子どもには意見を尋ねられる権利がある



10

この8か国におきましては、公的ケアからの養子縁組の手続きは、司法によって決定されています。ですので、裁判所がこのプロセスに何らかの形で関わっています。もちろんこれは、事務的な行政手続きではありますが、決定の重要性から見て、セキュリティと法的枠組が重要であるということがいえます。よって、この意思決定の質について、担保する必要があります。これについて、養子縁組に子どもの同意が必要となる年齢は10歳から14歳、あるいは子どもの同意が必要ではないということもあります。英国では同意基準はありません。

説明責任は限定的 (Burns他, 2019)

- ほとんどの国では、意思決定者の前で同時に当事者が聴聞を受けます。
- 親の同意なしでの養子縁組の許可は調査対象の8か国すべてで可能ですが、オーストリア、フィンランド、ドイツ、アイルランドではほとんど見られません。英国、エストニア、ノルウェー、スペインについては、程度に差はあるもののすべての国で実施されています。
- 養子縁組命令は、8か国すべてで控訴可能です。
- そのうちの7か国で判決書が作成されていますが、長さ、内容、形式が大きく異なります。
- 養子縁組の決定は通常、公開されず、代表的でない決定の一部を匿名化してオンラインで公開しているのは2か国（イングランド、ノルウェー）のみです。

11

これは当然ですけれども、非常に重要な介入である、特に親権という側面から言いますと、いわゆる介入のレベルとしては非常に高く、裁判所が介入するには難しい分野であります。この説明責任のメカニズムについては、限定的であると言わざるを得ません。ほとんどの国では、この手続きのなかで、意思決定者の前で、当事者が聴聞を受けます。親の合意なしに、養子縁組

の許可が8か国全てで可能です。オーストリア、フィンランド、ドイツ、アイルランドでは、これは実際には見られません。そして英国、エストニア、ノルウェー、スペインについては、全ての国で実施されており。また養子縁組命令は、8か国全てで控訴ができるということになっています。そして、この判決書についてはしっかりとレビューができます。しかし、判決書の長さ、内容、形式が大きく異なります。また、これらの決定、また判決書というのは公開されていません。その決定の一部を匿名化し、オンラインで公開しているのは2か国だけです。

説明責任は限定的 (続き)

- 国家が個人の私生活に大きく踏み込んだ介入措置をとることについての説明責任は限定的です。
- 手続きに関する情報が不足しているだけでなく、透明性にも欠けています。私たちは、ごく少数の例外を除いて、少数の第三者しかアクセスできない、または現状を知ることができない、孤立的に運用されているシステムであると認識しています。問題は、意思決定の質を検証できる立場にある外部の関係者がほとんどいないことです。
- 私たちが調査した8つの民主主義国家では、広義の民主主義社会と、こうした法制度につながりがいないことが大きな懸念材料であり、他のヨーロッパ諸国も同様の状況が見受けられます。

12

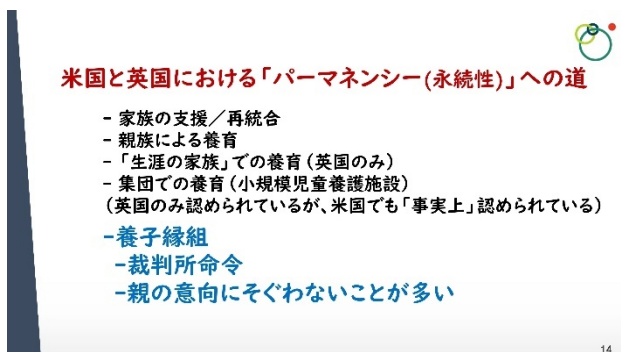
さて、この説明責任について、もう少しお話をさせていただきます。我々の結論としましては、当然説明責任は限定的であるということです。多くの情報が不足しておりますし、また透明性も十分ではありません。このシステムはごく少数の例外を除きまして非常に孤立的、独立的に運用されています。少数の第三者しかアクセスできないのです。このような意思決定の質を検証できる立場にある外部の関係者が、ほとんどいないのです。それが非常に懸念事項として認識されています。また、民主主義国家では、いわゆる民主主義社会と、このような意思決定をする政府機関の間でのつながりがありません。この8か国をもとに、ジュン・ソバーン教授に新しいお話をさせていただきたいと思います。

講演 2: 米国と英国における公的ケアからの養子縁組

ジュン・ソバーン教授 (イギリス、イースト・アングリア大学名誉教授)

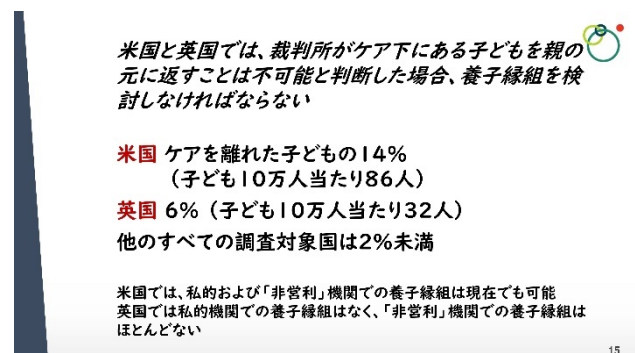


皆様、こんにちは。マリット・スキヴェネス教授、ご紹介ありがとうございます。極めて重要な点についてご紹介いただきました。3 名の中の 1 人として取り組むことができ、非常に嬉しく思います。



パーマネンシーというコンセプトがあります。帰属意識も含めて、こうした言葉は子ども、そしてケアをする側に対して 1 つの根っこを与えるものです。共に生活を築くということです。40 年前、米国でパーマネンシーというコンセプトが生まれ、英国もその例に倣いました。しかし、やり方は両国で異なる面もあります。こちらのスライドでは、「パーマネンシーへの道」としてどんなルートを取っていくのかを説明します。どの国であっても、まずは家族の中で、それは生まれながらの家族かもしれませんし、親族なのかもしれませんが、そのもとで養育されるように支援をする。また、見知らぬ家族での育ちということも考えられます。

英国の話ですが、「生涯の家族」という里親制度があります。また、家庭裁判所の方で生みの家族の方へと、戻る場合もあれば、長期的な里親という道になる場合もあります。米国の場合、里親というものが、パーマネンシーの選択肢 (オプション) とは認められていません。多くの子どもがより年齢を重ねた場合には、里親としての制度がうまくいかない時もあります。英国の制度の中では、小規模児童養護施設 (children's home) を用いることで、比較的パーマネンシーを確保する観点で、集団での養育を認める場合があります。次に養子縁組というテーマですが、これは両国で広く使われているものではありません。特に子どもが 2 歳または 3 歳以下で公的ケアのもとに来る場合、英国において 3 歳以下で養子縁組をされるということがあれば、それは 12 カ月の段階でも公的ケアのもとに措置されるという場合だと言えると思います。それは、親の意向にそぐわないということも多くあります。



両国において、もし家庭に戻すことが簡単にはできないとなった場合、養子縁組が適切な選択肢になり得るか検討しなければなりません。米国の場合、ケアを離れた子どもの 14% が養子縁組をしています。英国の場合は 6% です。また、他の全ての調査対象国では、2% 以下となっています。米国では、私的または非営利機関での養子縁組は、現在でも存在していますし可

能ではありますが、英国では私的機関での養子縁組はなく、生みの親が自ら養子縁組の可能性を探すということは、非常に少ないです。基本的には裁判所経由での養子縁組となり、生みの親の意向にはそぐわない形となりやすい状況です。

養子になる子ども

－ いずれの国でも、ほとんどの子どもが12か月未満で新しい家族に加わる（養子縁組時の年齢はそれより上の場合もある）

養親になる人

英国では、ほとんどが地方自治体や養子縁組専門機関が養親とするためにリクルートした「非親族」

米国では、養親とするためにリクルートした人と既存の養育者が混在しており、

20%程度が親族（英国では非常にまれ）



16

では、養子になるのはどのような子どもかという、どちらの国でも、12 か月未満で新しい家族に加わることが多いです。ですが、養子縁組が成立する年齢はそれより上かもしれません。この理由は、米国での養子縁組は、近親によってなされる場合もあるからです。20%程度が、親族による養子であるという状況があります。かなり年齢を重ねてから親族との養子縁組に加わることもあります。一方で英国ではかなり状況が違います。ノルウェーとも違う面もありますが、親族でなく顔見知りではない養親を探して、養子縁組をするということが多いです。地方自治体や非営利セクターがリクルートやトレーニングやサポートを提供している、という状況があります。

その他の類似点と相違点

権利／意向／ニーズ（米国および英国）

- － 両親／子ども／養親／養育者
- － 裁判所は上記すべての立場を考慮しなければならない

英国では両親の意向を重視する傾向が強まっている

養子縁組後の支援 - 米国と英国では金銭的支援とケースワーク支援が受けられる（任意）

秘匿／オープン（生みの家族との接触が継続）

英国では、ほとんどの養子縁組に「オープンであること」の要素が含まれる（子どもそれぞれの状況を考慮して決定）



17

誰の権利、誰の意向、誰のニーズが支配的なのか、両親の権利なのか、子どもの権利はどのような形で強調されているのか、他にも養親の権利、そして養育者の権利はどうなっているのか、裁判所は、これら全てのステークホルダーの立場を考えなければいけないわけです。英国、米国の社会はいろいろと異なっている点もありますので、それも考慮しなければいけません。英国では、両親の意向が重視されるという傾向が強まっています。これは養子縁組後の支援にも反映されています。皆様もご興味がある点だと思いますが、両国では金銭的支援やケースワーク支援、そして、セラピューティックな支援を受けることができます。それは任意のもので、裁判所側が決定するものです。金銭的支援は、特定の理由で、子どもが養子縁組する必要がある、そして、養親のほうに金銭的な困難を抱えている場合に提供されます。これは子どもが養子縁組をするタイミングだけの話ではありません。

子どもが例えば、6 か月の段階で養子縁組をする場合、スムーズにいくかもしれませんが、10代になってから養子縁組をすることもあるかもしれません。そうすると、若い時や幼い時に養子縁組をする場合に比べて、もっとサポートが必要となることがあると思います。もちろん、それは必ずしも理想的なことではない可能性もあります。

他のポイントとしては、養子縁組が秘匿なのか、オープンなのかという点です。英国では、生みの家族との接触（コンタクト）は継続するという考え方が基本的です。手紙など第三者を経由して、生みの親と1年に1、2回のコンタクトがあります。また、養子縁組の前に養親側も生みの親と会って、連絡をどう継続するのかを検討します。最近の家庭裁判所の決定では、養子縁組をした全ての養子に対して、何かしらの接触方法を、状況を考慮して具体的に決めることが実際に書かれています。

2 国間のその他の類似点と相違点の話をしします。実は私たちが調査した他の国にも関係があるのですが、

養親と養子のマッチング

人種や宗教は考慮する必要があるが、養子縁組家庭を見つけること以上に優先するべきではない

養子縁組後のアウトカム

米国では養子縁組を終了することが可能。英国では不可
実際に18歳未満で終了することは非常にまれ
ただし、特に思春期におけるメンタルヘルスの問題については認識が高まっている



18

もう一つ興味深い点としては、養親と養子のマッチングです。私がソーシャルワーカーだった時代、目の色、または社会的な階級とか、それらのマッチングも考えなければいけない、ということがありました。人種や宗教は当然考慮する必要はありますが、まず優先することは養子縁組家庭を見つけることです。きちんと適切な環境を整えられるかどうかを優先されるべきです。しかし、子どものきょうだいがお互いに別々の家庭で養子縁組をして連絡を保つよりは、基本的に一緒に措

置をして、同じ家庭で育つことができるように考えられています。

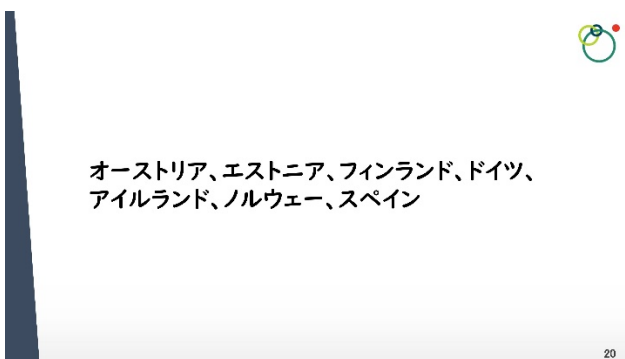
米国との違いですが、米国では養子縁組を終了することは可能で、実際に起こることがあります。英国ではそれは不可能です。パーマネンシーという永続的な選択となります。英国では養子縁組の命令が出た場合、それは永続するものです。私たちも学習を進めていますが、18歳未満で終了するというケースは非常に稀です。トラウマとかプレッシャー、または障害になることもあります。特に10代にとっては、公的ケアから養子縁組となった場合には、非常に深刻な問題を抱えるケースがあります。なので、場合によっては、養子縁組となった子どもが結局公的ケアに戻るということもあります。それはメンタルヘルスの問題のためです。では私からは以上となります。お時間ありがとうございました。タルヤ・ポソ教授にマイクを渡したいと思います。

講演3:ヨーロッパにおけるケアからの養子縁組の位置づけ

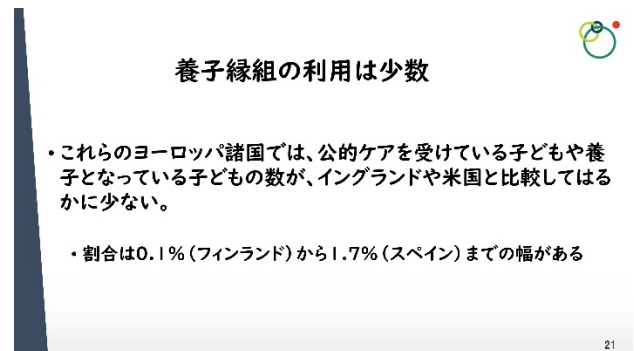
タルヤ・ポソ教授(フィンランド、タンペレ大学名誉教授)



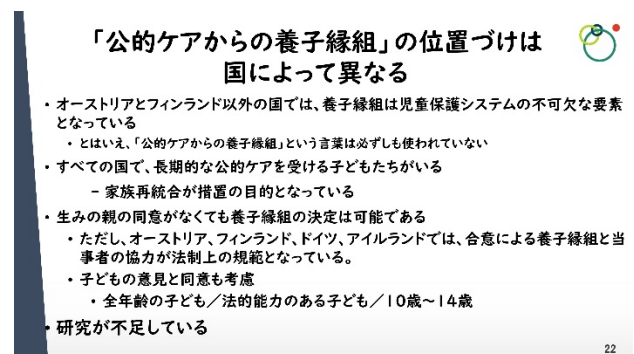
ありがとうございます。この問題について議論する機会をいただきまして、感謝します。また、養子縁組について、米国、英国以外の国も含め、この『公的ケアからの養子縁組』の議論に参加させていただきまして、非常に嬉しく思っております。私どもの本の中で議論しております、一部のヨーロッパ諸国での、公的ケアからの養子縁組の位置づけをお話したいと思います。



この一部の国というのは 7 つの国、オーストリア、エストニア、フィンランド、ドイツ、アイルランド、ノルウェー、そしてスペインです。



マリット・スキヴェネス教授がお示ししてくださったとおり、米国、また英国と比べて、これらのヨーロッパ諸国での養子縁組は非常に少ないです。公的ケアを受けている子どもや、養子になっている子どもの割合としては、0.1% (フィンランド) から 1.7% (スペイン) と、これだけの幅があります。皆さんに覚えておいていただきたいのは、この本は 2021 年に出版したため、出版後、この数字が変わっているかと思います。しかしながら、この数字が英国や米国と比べて非常に少ないだろうということは想像に難くありません。



「公的ケアからの養子縁組」の位置づけは、国によって全然違います。オーストラリアとフィンランドを除く、7 か国中の 5 か国では、養子縁組が、児童保護システムの不可欠な要素となっています。これは「公的ケアからの養子縁組」が、それほど重要でないと考えられているからです。全ての国において、いわゆる「公的ケ

アからの養子縁組」というのは、法的な、またプロフェッショナルな言葉ではありませんが、公的ケアを受ける子どもが養子縁組に移るというシステムがあります。しかし、長期的なケアと生みの親との再統合ということは、考えなければいけません。

そして、欧州諸国について、生みの親の同意がなくても、この養子縁組の決定が可能になっています。これは、欧州のほとんどの国で見られていることです。しかしながら、これには当事者の協力というものが欠かせません。オーストリア、フィンランド、ドイツ、アイルランドでは、合意による養子縁組とその協力が法制上の規範になっています。また、子どもの同意も重要です。これは、マリット・スキヴェネス教授もおっしゃっていました。この同意の考慮というのも、国によって違います。全年齢の子ども、または法的能力を認められている子ども、または10歳から14歳というように決めている国もあります。しかしながら、研究が不足しているということは一貫しております。ほとんどの国では、養子、または生みの親から離れている子どもたち、または養親、それから意思決定のプロセスやその結果について、研究がされていません。本当に不足しています。それが国にとっての大きな問題点です。

さらに、これらの国では養子縁組後のサービスが、英国や米国に比べて不十分であるといわれています。また、これらの国においては、養子縁組後のケアサービスはないといわれている国もあります。

フィンランドの場合



- ・ 広義の養子縁組
 - ・ 国際的な養子縁組
 - ・ 再構成した家族での国内養子縁組
 - ・ 新生児の国内養子縁組：両親が主導、出産前の計画
- ・ 養子縁組法（2012年）と児童福祉法（2007年）の比較
 - ・ 養子縁組という選択肢は児童福祉法には規定されていない
 - ・ この点については、20世紀前半に最初の法律が導入されて以来、議論が続いている
 - ・ 児童福祉法によって保護された子どもを養子縁組する場合、養子縁組法の下で養子縁組の準備と決定が行われる（法的手続き、評価、意思決定者などが異なる）
- ・ 養子縁組が少ない理由として考えられること
 - ・ 児童福祉法を目的とした引き離しと養子縁組を行う2つの独立した行政組織と法律があること
 - ・ 児童福祉法のソーシャルワーカーの間で養子縁組という選択肢の認識が断片的であること
 - ・ 養子縁組は、児童福祉法の措置制度に組み込まれていないため、実際には導入されず、議論もされていない
 - ・ 子ども、生みの親、養育者が、養子縁組という選択肢について十分に知らない可能性がある
- ・ 歴史的要因？

23

さて、フィンランドの場合を見てみましょう。私はフィンランドが母国ですから、それについてお話をしたいと思います。養子縁組は、フィンランドでは全く違う意味を

持ちます。養子縁組について話をするときに、これは国際的な、国境を越えた養子縁組です。国内での養子縁組には、再構成した家族での国内養子縁組、それから新生児の国内養子縁組があります。これは両親、特にお母さんのイニシアティブで行われます。そして、出産前に計画がされています。しかし、「公的ケアからの養子縁組」という言葉は、フィンランドではあまり使われていないのです。ほとんど使われていないと言ってもいいでしょう。

さて、これに関わる2つの法律があります。2007年に児童福祉法が、2012年に養子縁組法が制定されています。養子縁組は、養子縁組法のもとに規定されて、また親子分離は児童福祉法です。これは、考え方、思想、意思決定やプロフェッショナルな能力が違うということです。ですので、児童福祉法のもとで公的ケアに移行した場合、それがまた養子縁組になる場合、養子縁組法において養子縁組の準備と決定が行われます。例えば、法的な手続き、評価、意思決定者などがみんな違うということです。これに関わる議論というのが、20世紀前半に導入された、法的枠組みの中で多くの議論がなされてまいりました。養子縁組については、児童福祉法を目的とした親子分離と、養子縁組を行う2つの独立した行政組織と法律があるのですが、この2つの分野において専門知識が違うからです。特に養子縁組法での主要な考え方は、国際的な養子縁組です。養子縁組に関するオプションについては、選択肢の認識が断片的になってしまいます。子ども、産みの親、養育者が養子縁組という選択肢について、十分に知らないことがあります。それは歴史的な要因もあるかもしれません。すなわち、これまで公的ケアから養子縁組になったケースが少ないということです。詳細については、ここで話をいたしません。しかし、こういった問題は、当然歴史的な背景があるということで、これについても考察すべきかもしれません。

また、このスライドに書いていないことではありますが、養子縁組の制度やサポートが十分ではありません。養育者が、例えば、子どもを養子にしたいとしても、金銭的なサポートが必要になります。なぜならば、いわゆる

里親から養子縁組となる場合には、どのような家族も同じようなサポートが必要だからです。しかしながら、養子となった人にとっては当然のことですが、子どもが必要としているサポートは、もっと特別なサポートだという可能性があります。しかし、児童福祉法と養子縁組法という2つの法律がある中では、それが十分ではありません。全ての子どもたちは、独立した大人として法的に扱われることになりません。そこが難しいところです。

数が少ないのは良いことなのか

- ・公的ケアからの養子縁組が少ないのは、長期的なケアを必要とする子どもの権利を見落としているからである可能性が高い
 - ・一部の子どもたちは、公的ケアのもとで育つ間に、「普通の子ども時代」や、関係性のパーマネンシー・居住のパーマネンシー・法的パーマネンシー、及び安定性を失う可能性がある
- ・養子縁組の少なさが、生みの親の権利が子どもの権利よりも優先されていることを示すのであれば、問題が生じるかもしれない。

24

この数字が少ないということが問題なのかどうか。私たちはこの数字が少ないという事実が良いことなのか、悪いことなのかを検証する必要があります。本の中で議論されている7か国の欧州の国では、「公的ケアからの養子縁組」が少ないということは、長期的なケアを必要とする子どもの権利を見落としている可能性があるとされています。「普通の子ども時代」に、家族からの愛情深い関係を構築できない可能性があります。そして、このように養子縁組の少なさが示していることは、生みの親の権利が、子どもの権利よりも優先されていることかもしれません。しかし、この数が少ないのは、ほかの長期的なケアがあるのであれば、少なくとも良いかもしれません。それが子どもにとって安定性を提供するような枠組みがあれば、養子縁組が少なくても問題ありません。また、子どもが長期的な公的ケアによって、生みの親に会えるのであれば、それも良いかもしれません。しかし、この数字が少ないという

ことについての説明が、本当に意味があるのか、それをこの本の中で述べております。

結びの言葉

最後に結びの言葉をいくつか述べたいと思います。明らかに公的ケアからの養子縁組というのは非常に問題があるかもしれません。ある状況においては、子どもの権利を蹂躪することもあるかもしれません。

この本の中で紹介した国において、ケアからの養子縁組について異なるアプローチ、考え方があります。ですので、お読みになる方が、子どもの権利についていろいろな国の見方を学んでいただければ、と思います。これは、いわゆる里親制度、養子縁組の歴史の中でも、新しい考え方になります。新しい法制度、また、それについて新しい取り組みというのが導入されるといいと思います。

ご清聴ありがとうございました



ご清聴ありがとうございました。

指定質問

藤林 武史氏

(西日本こども研修センターあかし センター長、早稲田大学社会的養育研究所招聘研究員)

公的ケアからの養子縁組

指定質問 藤林 武史
(西日本こども研修センターあかし)

2025年5月12日

皆さんこんばんは。3人の先生方のお話を聞きながら、今とてもわくわくしています。我々は、英国とか米国のことはある程度知っていましたが、ヨーロッパの他の国はこうになっているんだな、フィンランドの話聞いて日本とよく似ているな、と思いながら聞いていました。3人の先生方に、日本では今こんな問題があって、それをどのように解決していったらいいのかということ、コメントいただければと思っています。

プロフィール

- ・1984～2020
医療機関・精神保健福祉センターでメンタルヘルスケアに従事
- ・2003～2020
福岡市こども総合相談センター（福岡市児童相談所）所長
- ・2021～2025
西日本こども研修センターあかし センター長
早稲田大学社会的養育研究所招聘研究員

これは私のプロフィールです。養子縁組に関わるようになったのは、2003年から2020年の児童相談所長の時代に多くの経験をしたからです。児童相談所長

として、子どもの権利を本当に保障しているのだろうか、子どものパーマネンシーを保障してきたのだろうか、という疑問がありました。

特別養子制度についての法制度の変遷

- ・1986年：民法改正により特別養子縁組制度が導入
生みの親の同意が基本
- ・2009年：国連子どもの代替養育ガイドライン「家族による養育に子どもを留めるか、そこに戻すための努力を支援すること。それに失敗した場合は、養子縁組やイスラム法におけるカファールなど他の適切で永続的な解決策を見いだす努力を支援すること」
- ・2016年：児童福祉法の改正「家庭養育優先原則」を明記
2017年：新しい社会的養育ビジョン
パーマネンシー保障として特別養子を位置付け
- ・2019年：民法改正
年齢制限の緩和（原則6歳→原則15歳）、生みの親の同意がなくても、児童相談所長が裁判所に申し立てることを制度化（特別養子適格の確認の審判）

日本の法制度について簡単に説明したいと思います。日本では1986年に特別養子縁組制度が導入され、生みの親の同意が基本となっています。その後、この特別養子縁組制度は改正されることなく、2009年に「国連子どもの代替養育ガイドライン」が公表されました。この中で、「家族による養育に子どもを留めるか、そこに戻すための努力を支援すること。それに失敗した場合は、養子縁組やイスラム法におけるカファールなど他の適切で永続的な解決策を見いだす努力を支援すること」といったことが、このガイドラインに書かれています。

「国連子どもの代替養育ガイドライン」が日本でも紹介された後に、2016年に大きな児童福祉法の改正が行われました。この児童福祉の中では、家庭養育を優先するといったことが明記されました。2017年に新しい社会的養育ビジョンが国から発出されて、その中で特別養子縁組はパーマネンシー保障の1つの選択肢だといったことが位置づけられました。このような

「国連子どもの代替養育ガイドライン」、児童福祉法の改正、社会的養育ビジョンを受けて、2019年に大きな民法の改正があります。日本でも養子縁組は、児童福祉法と民法両方の法律が関係するのですが、2019年の民法の改正は年齢制限の緩和が行われ、特別養子縁組が可能となる子どもの年齢が原則6歳から原則15歳になりました。また、生みの親の同意がなくても、児童相談所長が裁判所に申し立てることを制度化することができました。

日本における特別養子—4類型

- A. 予期しない妊娠、かつ、養育困難な状況から、当初から生みの親が特別養子を希望（出生前から希望している場合も多い）。児童相談所や民間機関が仲介（あっせん）して養子縁組に。

家庭裁判所に申し立てるのは養親候補者。
生みの親の同意のもとで養子縁組が成立。

このような児童福祉法、民法の法制度の中で、日本にはどのような特別養子縁組があるのかということを中心に簡単に説明したいと思います。1つ目のパターンは、先ほどフィンランド、また、米国の養子縁組も似ているかもしれませんが、生みの親と養子縁組を希望する方との間で、特に生みの親の同意のもとに養子縁組が成立する、といったタイプがあります。民間機関が児童相談所があっせんを行います。

日本における特別養子—4類型

- B. 出産後、養育困難な状況から（主に0歳～1歳の間に）、乳児院や里親に委託。その後、養育困難な状況が改善せず、家庭復帰が見込めない場合に、児童相談所が特別養子を勧める。

家庭裁判所に申し立てるのは養親候補者。
生みの親の同意のもとで養子縁組が成立。

なお、生みの親が同意しない、あるいは、同意が確認できない（連絡がつかない）場合、2019年民法改正以前は、特別養子を断念し、里親への長期措置や施設（乳児院・児童養護施設）の長期措置となることがほとんど。

2つ目のパターンは、養育困難な状況のために、児童相談所が子どもを乳児院や里親に措置をします。その後、家庭復帰に向けて努力をするわけですが、状況が改善しないために、児童相談所が特別養子縁組を生みの親に勧めるといったことが行われます。この場合でも、基本的には生みの親の同意のもとで養子縁組が成立します。しかし生みの親が同意しない、または行方不明で連絡がつかず同意が確認できない場合、これは、民法改正以前は特別養子縁組を断念していて、里親や、施設での長期措置となることがほとんどでした。

日本における特別養子—4類型

- C. Bのパターンで、生みの親が特別養子に同意しないが、家庭復帰が見込めない場合。または、重度の児童虐待やネグレクトで、家庭復帰が見込めない場合。生みの親の同意がなくても、特別養子が成立することが、民法の改正に伴い、2020年以降、可能になった。

生みの親の同意がない場合、児童相談所が家庭裁判所に申し立てる。養子適格の確認ができた次の段階で、養親候補者が申し立てる。

3つ目のパターンです。以前はBのパターンで、家庭復帰が難しい場合に児童相談所が特別養子縁組を勧めていましたが、なかなか生みの親が同意できない場合には、長期の施設とか里親の措置になっていました。民法が改正され、生みの親の同意がなくても、特別養子縁組が成立することが可能となりました。ごく最近のことです。

日本における特別養子—4 類型

D, Bのパターンで、生みの親が同意がないために、里親への長期措置となっていた子どもが、2020年の民法改正後、年長児童で特別養子の申し立てが可能になった。

15歳以上の場合は、子どもの同意が必要

4 つ目のパターンです。従来、児童相談所が保護した、または施設や里親に措置した子どもは、親の同意がないために養子に移行することができずに、もう 10 代になっている、あるいは、15 歳以上になっている場合があります。しかし、民法改正以降、年長児童も特別養子縁組の対象となり、10 代の子どもでもその養育者が特別養子縁組の成立を家庭裁判所に申し立てることが可能になってきました。

日本における公的ケアからの養子縁組の人数

- ・ A～D毎の統計は存在しない。
- ・ 2015年の成立件数、児童相談所306件、民間機関186件（「特別養子縁組制度の利用促進の在り方に関する検討会」より）
- ・ 2022年の成立件数6、児童相談所422件、民間機関181件（民間機関の成立件数は、こども家庭庁「令和4年度養子縁組実態調査結果」より。児童相談所の成立件数は「令和7年社会的養育の推進について」より）
- ・ 公的ケア下からの養子縁組の人数を、日本の場合は、児童相談所が関与して特別養子が成立した人数と定義すると、2017年は306件、2022年は422件

日本における養子縁組の人数、統計について、少し触れたいと思いますけれども、正確な統計がありません。児童福祉法に基づく統計と民法に基づく統計が別々にあるので、何が正しいのか、なかなかわかりにくいですが、ただ、いくつかの確かな統計があるので、それに基づいて説明したいと思います。

2015 年の養子縁組の成立件数は、児童相談所を経由したものが 306 件、民間機関が 186 件です。2022 年、児童福祉法が改正され、民法が改正され、生みの親の同意がなくても、児童相談所長の申し立て

で特別養子縁組が成立するという法律の改正の後ですけれども、児童相談所からの特別養子縁組は 422 件、民間機関 181 件です。この「公的ケアからの養子縁組」の人数を、日本の場合は児童相談所が関与して特別養子縁組が成立した人数と定義すると、2015 年は 306 件、2022 年は 422 件です。

	公的ケア下にある子どもに占める 公的ケアからの養子縁組の割合
オーストリア（2018年）	0.83%
英国（2018年）	6.2%
エストニア（2018年）	0.9%
フィンランド（2018年）	0.1%
ドイツ（2016年）	0.18%
アイルランド（2017年）	0.42%
ノルウェー（2018年）	0.62%
スペイン（2015年）	1.7%
米国（2016年）	14.4%
日本（2015年）	0.67%
日本（2022年）	1.02%

2017年度 0.67=306（児相経由の養子縁組）/45578（社会的養護措置数）×100
2022年度 0.95=422（児相経由の養子縁組）/41507（社会的養護措置数）×100

3 人の先生が示されたこの表の下に、日本について書いてみました。2015 年は、社会的養護のもとに措置されている人数が 4 万 5000 人で、そのうち特別養子縁組が 306 人、0.67%です。その後、児童福祉法と民法が改正され、若干特別養子縁組に移行する子どもは増えましたけれども、それでも 1.02%で、法律の改正があったけれどもそんなに大きくは増えていない、実数はあまり増えていないというのが現状かと思っています。

日本の社会的養護の特徴

社会的養護に措置の開始時、その後の経過や家庭復帰、特別養子に至るまで、裁判所の関与はほとんどない。第3者のチェックが入ることなく、児童相談所のみで、その後の重大な決定が行われる。

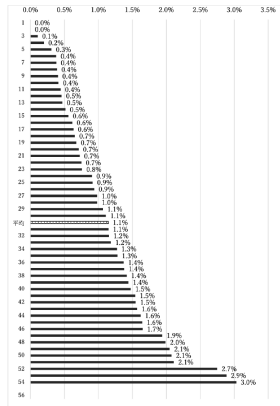
家庭復帰の見込みのない場合に、特別養子に進むか、長期措置か、特別養子に同意が得られない場合に、裁判所に申し立てるかどうかが、→ 公的ケアから養子縁組に進むかどうかは、児童相談所の判断で決まる

児童相談所によっては、特別養子縁組よりも、成人になるまでの長期措置を続けるという判断になることが多い。

児童相談所によっては、成人になるまでの長期措置を、里親とするか、施設とするか、施設措置を選ぶという判断になることが多い。

ところで、ここで日本の社会的養護の特徴について、簡単に触れたいと思います。日本の児童相談所の場合は、社会的養護に措置の開始時点においても、その後の経過においても、裁判所の関与はほとんどありません。特別養子縁組に至る場合だけ裁判所が関与します。この間、第三者のチェックが入ることはありません。児童相談所のみで重大な決定が行われます。家庭復帰の見込みがない場合、先ほどお話ししましたBのパターンです。特別養子縁組に進むか、長期措置か、また特別養子縁組に同意が得られない場合に、裁判所に申し立てるかどうかが、こういったことは全て児童相談所の判断で決まっていきます。なので、児童相談所によっては積極的に特別養子縁組を進める場合もあれば、特別養子縁組よりも長期措置を続けるといった判断になることもありますし、どちらかというと後者の方が多いかという印象があります。また、児童相談所によっては、成人になるまでの長期措置を里親へとするか、施設とするか、これも児童相談所によって判断が異なります。施設措置を選ぶという判断になることが、まだまだ日本の場合には多いです。

図表 2-1-1 自治体別の特別養子縁組成立率（令和元年度～令和5年度単年度平均）（参考値）



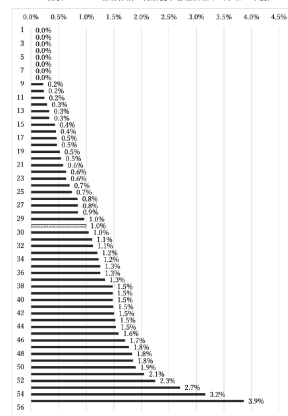
国によってもその養子縁組の成立件数には、非常にばらつきがあるということでしたけれども、日本においても地域によって特別養子縁組に移行する人数とその割合には開きがあります。これは 2019 年度から 2023 年度の自治体別の養子縁組割合（5 年間の平均）です。

自治体別特別養子縁組成立数
（5年間の平均）

令和6（2024）年度こども家庭庁子ども・子育て支援等推進調査研究事業特別養子縁組制度推進のための効果的な支援方法等の検討に関する調査研究報告書

自治体（児童相談所）によって、公的ケアから養子縁組の割合に大きな開き

図表 2-1-2 自治体別の特別養子縁組成立率（令和5年度）



自治体別特別養子縁組成立数
（2023年度の件数）

令和6（2024）年度こども家庭庁子ども・子育て支援等推進調査研究事業特別養子縁組制度推進のための効果的な支援方法等の検討に関する調査研究報告書

自治体（児童相談所）によって、公的ケアから養子縁組の割合に大きな開き

2023 年度の件数でも自治体によって非常に大きな開きがあります。0%から 3.9%までです。

表 15-1 児童の今後の見通し別児童数（乳児院を除く）

	総数	保護者のもとへ復帰	親類等の家庭への引き取り	自立まで現在のままで養育	養子縁組	里親・ファミリーホーム委託	他施設へ移行予定	現在のままで養育困難	その他
里親	6,057	712	51	4,081	610	2	96	173	306
	100.0%	11.8%	0.8%	67.4%	10.1%	0.0%	1.6%	2.9%	5.1%
児童養護施設	23,043	6,009	250	13,814	288	430	435	850	1,029
	100.0%	26.1%	1.1%	59.9%	0.1%	1.9%	1.9%	4.1%	4.5%
児童心理治療施設	1,234	498	19	267	1	30	367	55	87
	100.0%	37.3%	1.4%	20.0%	0.1%	2.2%	27.9%	4.1%	6.5%
児童自立支援施設	1,135	566	15	42	0	47	325	29	104
	100.0%	49.9%	1.3%	3.7%	0.0%	4.1%	28.6%	2.5%	9.2%
ファミリーホーム	1,713	310	18	1,211	13	10	30	33	76
	100.0%	18.1%	1.1%	70.7%	0.8%	0.6%	1.8%	1.9%	4.4%
自立援助ホーム	958	38	5	771	*	2	45	14	76
	100.0%	4.0%	0.5%	80.5%		0.2%	4.7%	1.5%	7.9%

注）＊は、調査項目としない。

家庭復帰が困難な場合、成人になるまで施設・里親割合が、養子縁組よりもずっと多い。そして、長期措置も、里親よりも施設が選ばれる割合が多い

家庭復帰が困難な乳児も、養子縁組よりも施設に移行することが4倍

表 15-2 児童の今後の見通し別児童数（乳児院）

	総数	保護者のもとへ復帰	親類等の家庭への引き取り	現在の乳児院で養育	児童養護施設へ	母子生活支援施設へ	養子縁組	里親・ファミリーホーム委託	障害児入所施設へ移行予定	他施設へ移行予定	その他
乳児院	2,404	543	26	81	498	0.8%	4.1%	98	204	60	131
	100.0%	22.6%	1.2%	3.6%	16.1%	0.1%	4.1%	11.0%	2.5%	0.3%	5.4%

養子縁組に移行しない場合、その子どもたちが、よりパーマナントな家庭養育の環境で過ごしていれば、まだ良いわけです。しかし、この表は、国が作った表ですけれども、家庭復帰が困難な場合、成人になるまで施設・里親の見通しとなっている割合が、養子縁組よりもずっと多いことを示しています。しかも、里親よりも施設が選ばれる割合が非常に多いです。下は 0 歳、1 歳の子どもの場合ですけれども、家庭復帰が困難な乳児も、養子縁組よりも児童養護施設に移行することの方が多かったりもします。

	里親	児童養護施設	児童心療
総数	6,057	23,043	
男	3,111	12,028	
女	2,936	10,801	
0歳	181	6	
1歳	181	6	
2歳	250	101	
3歳	309	440	
4歳	271	797	
5歳	332	696	
6歳	351	1,060	
7歳	306	1,159	
8歳	208	1,262	
9歳	302	1,372	
10歳	291	1,468	
11歳	291	1,565	
12歳	281	1,684	
13歳	279	1,708	
14歳	327	1,921	
15歳	341	1,863	
16歳	365	1,910	
17歳	367	1,815	
18歳	390	1,976	
19歳	194	249	
20歳	-	-	
21歳	-	-	
22歳	-	-	
平均年齢	9.9歳	11.8歳	

里親家庭には、家庭復帰が困難で長期間委託されている子どもが多い。こういった場合、養子縁組になる場合は少ない（そもそも統計がない）

	里親	児童養護施設	児童心療
総数	6,057	23,043	
1年未満	1,290	3,357	
1年以上2年未満	905	3,151	
2年以上3年未満	702	2,549	
3年以上4年未満	585	2,372	
4年以上5年未満	485	1,969	
5年以上6年未満	386	1,594	
6年以上7年未満	327	1,354	
7年以上8年未満	243	1,229	
8年以上9年未満	220	1,103	
9年以上10年未満	172	914	
10年以上11年未満	152	784	
11年以上12年未満	157	657	
12年以上	477	1,960	
平均期間	4.5年	5.2年	

また、里親家庭には、家庭復帰が困難で、長期間委託されている子どもが非常に多いです。こういった場合にも養子縁組になる場合はありますが、非常に少ないです。そもそも統計がありません。一体何人の子どもが里親家庭から養子縁組に移行しているのか、という数字はあるのですが、年齢についての統計はありません。

日本における公的ケアからの養子縁組・現状と課題

・法改正によって「家庭養育の優先」を明記、「パーマネンシー保障としての特別養子」を位置付けた。6歳までの年齢制限を原則15歳までに引き上げ、生みの親の同意がない場合でも成立が可能となった。

・法改正から5年を経ても、状況の変化は緩やかで、自治体間隔差が生じている。長期里親から特別養子への移行も多くない。

・その背景には「パーマネンシー」の理念、「パーマネンシー保障としての特別養子」が自治体レベルで浸透していないのでは？
・里親から特別養子に移行した後、それまで受けてきた支援が終了するため、里親にとって特別養子への移行には、不安や躊躇が生じるのではないかと？

ここまでのところを少しまとめてみますと、日本において、2016年の法改正によって家庭養育の優先が明示され、パーマネンシー保障の1つの選択肢として、特別養子縁組が位置付けられました。年齢制限も原則15歳まで引き上げられました。生みの親の同意がない場合でも、児童相談所長による特別養子縁組の申し立てが可能になりました。しかし、法改正から9年を経ても状況の変化は非常に緩やかです。自治体間の格差が非常に大きいです。また、年長の子でも、長期の里親養育から特別養子縁組への移行も多くな

いという現状があります。私はこのような状況を振り返りながら、その背景に何があるんだろうか、「パーマネンシー」の理念、「パーマネンシー保障としての特別養子縁組」が、自治体レベルで浸透していないのではないか、というように考えています。

もう1つは、先ほど、フィンランドのお話でもあったかと思うのですが、里親から特別養子縁組に移行した場合、それまで受けてきた支援が一切終了します。里親にとって特別養子縁組への移行は非常に不安とか、躊躇が生じるのではないかな、と思っています。

質問

・法律は変わった、国としてビジョンも示した。しかし、変化は少ない。もっと大きな変革を進めるためには、何が必要なのか？

例えば

- ・パーマネンシーの理念をもっと浸透させる（教育や研修）
- ・法律に、パーマネンシー保障や養子縁組への移行について明確に記載する
- ・パーマネンシー保障に積極的な自治体に対する国からのインセンティブ
- ・児童相談所のケースワークに、裁判所などの第三者チェックを入れる
- ・養子縁組に移行することの成果など、エビデンスを蓄積し広げる

・里親から特別養子に移行した後のそれまで受けてきた支援が終了する。里親から特別養子への移行の躊躇があるのでは？

- ・子どもの年齢、障がい、トラウマなどに応じて、経済的支援や医療費等の支援を継続するべきか？。縁組後支援を明確にすべきではないか？

ここで質問です。法律は変わり、国としてもビジョンも示したが変化は非常に少ない。もっと本当に子どもにとって必要な特別養子縁組への移行というものがあるのではないかと、思います。もっと大きな変革を進めるためには何が必要なのでしょう。

例えば、パーマネンシーの理念をもっと浸透させるといったことなのか、また、法律の中にもっと明確にパーマネンシー保障や養子縁組への移行について記載する必要があるのではないだろうか、パーマネンシー保障に積極的な自治体に対して国からの何らかのインセンティブ、例えば、予算を増やすとか。児童相談所だけでこのようなケースワークを判断していくということに対して、第三者のチェックを入れるという方法もあるのではないだろうか、そもそも養子縁組に移行することが、子どもにとってどのようなメリットがあるのかといったエビデンスを蓄積する、といったようなこともあるのではないかと思います。

もう一つの質問です。里親から特別養子に移行することが、子どもの最善の利益にとっても必要といったケースがあると思います。しかし、なかなか移行することが非常に少ない現状があります。やはりそういった前に、養親への経済的支援や、養子への医療などの支援を継続するべきではないだろうか。または縁組後の

支援を法令上明確にすべきじゃないかと私は思いますが、こういったことについても、3 人の先生方から何かご意見、コメントをいただければと思っております。どうもご清聴ありがとうございました。

質疑応答・ディスカッション

(徳永氏) 藤林先生ありがとうございました。それでは藤林先生に挙げていただいた以下の質問につきまして、3人の先生方からぜひ、ご回答いただけたらと思います。いかがでしょう。

—質問①: 法律は変わった、国としてビジョンも示した。しかし、変化は少ない。もっと大きな変革を進めるためには何が必要なのか？

—質問②: 里親から特別養子に移行した後、それまで受けてきた支援が終了する。里親から特別養子への移行の躊躇があるのでは？

(ジュン・ソバーン教授) まず1つ目は心理的な研究の重要性です。それはマリット・スキヴェネス教授がおっしゃっていました、アタッチメント理論です。これは措置の問題です。英国では、すなわち、子どもに対するその影響や結果についての研究がなされています。統計によりますと、子どもたちが施設に行くということになる場合、複数の里親家庭に措置変更された、ということがあります。特にその結果について研究をする必要があります。

一方で、例えば40年前には、いわゆる養子縁組をすれば、全部問題が解決するということに言われていました。それについての結果と養子縁組についての研究がされていました。例えば、養子縁組する子どもがたらいまわされた場合、赤ちゃんの時に養子縁組をしても、トラウマを持つと言われています。親にとってどれほど養育が難しくなるかという問題です。もう1つ変えることができるとすれば、金銭的なサポートです。タルヤ・ポソ教授もおっしゃっていました。いわゆる里親は手当を受け取れます。(養育者が養子にしたいと思っても) 里親から養子縁組に移行しないということがあります。それは、金銭的なサポートが受けられなくなる

なら移行できない、ということなのです。タルヤ・ポソ教授がおっしゃっていましたように、ある人は普通の生活が必要かもしれませんし、ある人は社会サービスやその補助金を受け取りながら、安定的な環境を提供したいと思うかもしれません。ですので、養子縁組を強調するだけではなくて、どういう人がどんな時に養子縁組が必要なのかを考える必要があると思います。

(マリット・スキヴェネス教授) ジュン・ソバーン教授がおっしゃいましたが、いわゆる養子縁組後のサービスです。例えば10代になったときには、やはり追加的なサポートが必要なのではないか、ということです。少なくとも、もしあなたが里親であれば、養親になるということは、一貫性の観点から重要なことです。しかしながら、当然、里親から養親になったときに、サポートがもらえないのではないかと、という懸念も生じます。ある地方公共団体においては、里親と同じようなサポートが得られるような補助金も出しています。しかし、それは地方公共団体によって違うわけです。そこにギャップがあります。また専門家の委員会というのがあります。私はそのヘッドをしておりますが、我々が提案しているのは、養親へのサポートが明確な法令として必要だということです。養子縁組をした子どもがトラウマを抱えていることがあり、これらの子どもにはサポートが必要だからです。

また、法律だけではなくて、我々もちろん変化は非常に遅いです。それは人間が関わることだからです。なので、明確なスケジュールが必要だと思います。これは米国が使っています。また、地方公共団体でマネージャーのトレーニングも重要です。藤林先生がおっしゃいましたけれども、地方公共団体で養子縁組の数が違いましたよね。それぞれの地域において、いわゆるその養子縁組を促進するような、プロフェッショナルを育てることが重要だと思うのです。私のプレゼンの

中で示したスライドにも書いてありますが、日本の文化または社会は特別なものがあります。日本では、生みの親の家族と再構築するということについて、文化的にそれを支援するような意見があるというお話をされました。とても重要な問題かと思っておりますので、これについてやっぱり解決策を考えなければいけない、というように思います。

(タルヤ・ポソ教授) フィンランドでも同じような解決策を考えております。申し上げたいのは、助けやサービス、サポートがあるかどうかというのが重要です。子ども自身がサポートや助けを必要としているのです。たとえ養子縁組をした後も、その子どもに特別なサポートが必要です。また、養子縁組を増やすためには、その子どもと養子縁組した親も重要です。親もそのサポートを必要としているのです。なので、これらの養子縁組をした親と子ども両方に対して、特別なサービスや助けを提供するということです。それから子どもの施設に対する第三者のチェックです。非常に重要なのは、養子縁組に対する、プラスの見方というものを作ることだと思います。里親から養子縁組に移行できなかったとしても、それが罰のように考えてはならないと思っており、子どものために、その子にふさわしい環境を提供するということです。どうやってこの前向きなポジティブなアプローチを醸成していくのか、というのは難しいと思いますが、マリット・スキヴェネス教授がおっしゃっていましたが、子どもの権利のための目的、またその野心的な目標は、前向きなものであるのではないのでしょうか。それに沿った考え方をするといいと思います。

(藤林先生) 本当にポジティブなコメントをたくさんいただきまして、一つ一つが本当にそうだなと。日本には養子縁組が成立した後の支援がまだまだ足りないところ、をあらためて再認識しました。また、養子縁組ができなかった場合でも、そこにはやっぱりポジティブな見方も大事な、と非常に学ぶところが多かったなと思いました。ありがとうございました。

(徳永氏) ありがとうございました。それでは、フロアの皆様とディスカッションをさせていただけたら、と考えております。Q&A にいただいています質問を私から読ませていただきます。

Q1「時間が短いため省略せざるを得なかったと思うのですが、親族等による後見のシステムを持っているかどうか、養子縁組に大きな影響を与えていると思いますので、これについて補足していただけたら幸いです」

Q2「私見ですが、日本では生みの親が養育するサポートが不十分である一方で、公的ケアは長期化しています。どのような場合に養子縁組が優先されるべきか、コンセンサスが取れていないのではないかと思います。そのあたりについて、藤林先生、あるいは著者の先生方にコメントをいただけたら幸いです」

(藤林氏) 日本の場合には、施設などに措置した場合、例えば2年とか3年で家庭復帰が難しかったら養子縁組に移行するといった、そういう時間的な枠組みはありません。ですから、児童相談所によっては1年半とか2年経ったので、養子縁組への移行を検討するところもあれば、そんなこと何も考えずに、ずっと18歳まで措置するといったところもありました。

かたや米国など、非常に短い期間、12カ月とか15カ月で、親権を終結させて養子縁組に移行するといった国もあったりもしますけれども、どちらがいいのか、私もよくわかりません。英国やほかの国では、家庭復帰が困難という時間的な枠組みは、どのように考えているのか教えてもらえたら、ありがたいと思います。

(ジュン・ソバーン教授) タイムラインというものはそんなに好ましいとは思っていませんが、私はプロとしての意思決定がより重要なと思っています。一般的にいえることは、養子縁組は安価なものではありません。政府は、子どもたちがケアを必要とする場合、コストがかかるということをきちんと認識しなければいけません。

どういう措置を取るにしても、コストがかかります。また、先ほど後見の話がありましたが、養子縁組が英国では下がっている理由は、政府としては、親族に措置するということに価値があると考えたからです。パーマネンシーという意味では、親戚が面倒を見るという選択肢に価値があると考えている、ということだと思います。これも非常に重要な考えるべき点です。これによって、家族とのつながりが維持できるわけです。生みの家族とのつながり、生みの親とのつながりが維持できます。親戚ですから、家族とのつながりが維持できる、そうすると、法的なパーマネンシーを確保するという意味で良いと。また里親であって、後見を申請することもできます。また、きょうだいもやはり重要な要素です。後見があれば、生みの親ときょうだい、他のところにいってしまった、やはり接触がしやすいと思います。

(マリット・スキヴェネス教授) 先ほどの話にちょっと付け加えたいと思いますけれども、私たち 3 名は国も違いますし、制度も違う状況です。私たちの経験は 3 名ともそれぞれ異なっています。私としても考えるべき興味がある点としては、先ほども出てきましたが、ポジティブな意味で養子縁組へと移行するということを考えたときに、生みの親と養親がいるわけです。そこが協力できるのがいいですね。児童保護システムの中で、生みの親のことが気がかりになっている場合もあります。ここには手続きを進める中でも一種の緊張関係があります。きちんとした手続きを確保して法の手続きに従ったものであるべき部分がある一方で、いろいろと議論が生まれてしまうような対立が生まれる場合もあります。あまりコンセンサスが得られていない場合には、対立も生まれるかもしれませんし、あまり寛大に温かみがない形になってしまうかもしれません。そうした経験はあるわけです。生みの親側が非常に落胆してしまうのもよくなく、生みの親の方もきちんとサポートすることも 1 つのチャレンジと言えると思います。この手続きを対立ではなく、なるべく調停的に進めていって、きちんと法の統治に従って安全に、アカウントビリティがある形で行うことが重要だと思います。また、完璧に行う

というのも、もちろんタイムライン的に難しい時もあると思います。プロフェッショナルな判断を促す、そしてその判断を仰ぐということがありますが、同時に統計を見ていると、日本やノルウェーの間でもかなり大きな開きがありました。地方自治体によっても違うという状況があります。そういう状況を見ていると、プロフェッショナルを極めているはずなのに、なぜこんなにも考え方がバラバラなのだろうかと思ってしまいます。ソーシャルワーカーにしても、地方自治体にしても、プレッシャーのかけ方とか、アプローチの仕方が違うということがあるのでしょう。子どもの権利は権利であって、それは養子だけという選択肢だけでなく、パーマネンシーのある、後見という形もあるかもしれません。ノルウェーでも里親だけが養子をできるとか、そうしたルールが定められていることもありますので、制度ごとに状況が違うという問題もあります。

政治的に決められている決断というのも当然あります。政治的な決断でもっと養子縁組を進めていこうと、パーマネンシーを促進しようと考えることがあります。そうなれば、地方自治体もそれをフォローアップする必要があるでしょう。政治的決断として進める場合には、もちろん、本当に異なるやり方があると思います。リーダーシップを持って進めることもできるだろうし、フォローアップを中心とすることもできると思います。例えば、レビューを行う場合であっても、2 年に一回とか、3 年に一回、レビューを入れるとかいうこともあるでしょう。安心感を持って、家族として生活を十分に送れているかどうかを確認すること、きちんと成長していく環境に対して十分なのかどうかレビューするというのは重要です。プロフェッショナルとしての判断をするにしても、それをきちんと合理的で、効率的な形で、何かしらのことをしていくことが必要だと思います。

(タルヤ・ポソ教授) 私たちはこの公的ケアから養子へと移行の判断に関して研究しましたが、オーストリアでは最も長い時間かかっていますね。まず、子どもを公的ケアの措置をしてから養子縁組にいくまで 8.4 年かかっています。もちろん、この子どもがまた他の家庭

にいったのかどうかとか、そういうことまで分かりませんけれども、8 年以上掛かって、やっとこうした決定が出るというのはかなり時間が掛かっています。詳しくは分かりません。他の 2 人の教授からもありましたが、英国では掛かっている時間は違うでしょう。私から付け加えたいこととしては、子どもはそれぞれ異なっており、子どもの年齢は重要な要素です。小さな子どもの場合は、なるべく速く決定していく必要があるのではないのでしょうか。パーマネンシーを確保するという意味では、速く決めていかなければいけないのです。13 歳や 14 歳の子どもとは違っているわけです。もちろん、タイムラインとしてもっと厳しいものではなりませんが、子どものニーズを考えたときに公的ケアに入ってきたときに生後 6 カ月とか 8 カ月、12 カ月の段階で入ってくることもあるわけで、そのニーズに対して速く決める必要があると思います。

(徳永氏) ありがとうございます。それでは次の質問に進みますが、事前に申し込みの時点でいくつか質問をいただいていますので、そちらについても触れていきます。

Q3「3 人の先生方がこの本を執筆された時に、お考えになったこと、お感じになったことを教えてください。特に、養子縁組後の支援で子ども、また養親、実親がどのような支援を受けているかのグッドプラクティスについて、このような実践が各国で行われたら、子どもの最善の利益のためにとても良いのではないかという実践がありましたら、ぜひ教えていただけたらと思います。また、例えば出生情報へのアクセス支援や、子どもにあなたは養子であるんだよということを伝えるような、テリングやライストリーワークに関するような実践がもしあれば、併せて教えていただければと思います。」

(マリット・スキヴェネス教授) では私からお話します。ご質問ありがとうございます。本当に的を射た質問だと重要だと思います。どんな支援かということですが、先ほども少し触れてはいますが、これは福祉国家

ということと関わりもあります。この本で書いている国々は、福祉国家としても異なるプラットフォームを持っています。ノルディックの国々では、ユニバーサルな全員が参加型のかかなり気前の良いサポートが家族に提供されるわけです。家族にも個人にも、です。もし人生にうまく対処できない場合、かなりの惜しみないサポートが提供されるわけです。サービスがあるので、特定の子どもの保護システムということであれば、ノルウェーでは、養親にしても、里親にしても全く同じようなサポートが提供されます。でも、自治体によってはそのドアを閉めてしまうということもあり得ることもあります。養親の場合にはもう自分で勝手にやってくれというように、なってしまうこともあるかもしれません。ですが、米国などの例だと、福祉国家としての立場が全然違います。家族に対して提供するサポートも全く異なっています。一般的論として、子どもがいた場合に特別なニーズがあるとか、チャレンジを抱えた子どもに対する助けを得るのがなかなか難しいということがあります。また、貧しい方々の貧困の問題もあつたりするため、米国では難しいでしょう。なので、これが支援のシステムにも影響を与えるところだとは思いますが。

2 つ目の考えるべきこととして、養子と生みの親との関係について考えるときに、他のおふたりもコメントがあるとは思いますが、ノルウェーの立場から、野心的に考えているのは、基本的には、生みの親との接触(コンタクト)はできる限り取れるようにすべきという立場です。これが子どもに対しての福祉として、子どもの最善の利益を考えた場合には、そうすべきだということです。もちろん、子どもが成長していく中で、子どもが自由に決定すればいいという要素も出てくるとは思います。また、他に分かっていることは、ケースによっては、生みの親との間で良い関係を維持するが、生みの親と養親との間での関係が悪いということももちろんあります。そうすると、子どもと生みの親との間の関係も悪くなるということもあります。ですが、ノルウェーでは、野心的に検討しているということは、お伝えします。欧州の人権裁判所は、ノルウェーが人権を違反している、なぜなら、生みの親と、そして公的機関にいる

子どもとの間のコンタクトの面で、人権違反だという判決を出したことがあります。ノルウェーはかなりコンタクトを制限してしていました。それは子どもの最善の利益を考え、アタッチメント理論に基づいたものだったのですが、そうした考え方がノルウェーのシステムの中であったという状況もあります。つまり、子どもを親から引き離し、そして子どもは、新しい家庭で落ち着く。それは里親家庭である場合もあります。けれども、そうしたときに、生みの親との間でのコンタクトを少し制限するということがあり、それが人権違反というように考えられたことがあります。難しい状況を経験してきました。現在、コンタクトがありすぎても、それはそれでプレッシャーになる、という問題も起こっている、ということがあります。お2人にもお話を渡したいと思います。

(ジュン・ソバーン教授) これは多くの研究業績が出ておりますので、このように接続できて嬉しく思います。もう1つはアイデンティティです。もちろん、アタッチメント理論というのは喪失というものもあります。ですので、新しい家族に対してのアタッチメントを強調しすぎること、心理的な喪失、親との関係の喪失というものを忘れてはなりません。大人になってアイデンティティが失われたことを、非常に後悔している人もいます。とても難しく、複雑な問題です。そのため、深い知識とスキルが必要なのです。養子縁組に関わる人々には、まさに専門家が本当に必要です。子どもは新しい家庭に適応しなければなりません、「親やきょうだいと切り離された」、ということについて、深い悲しみがあります。特に弟や妹がいる場合や、また、乳幼児の時に分離されてしまったような場合や、弟と妹がまだ赤ちゃんだった場合などに、いわゆる長男または長女である子どもたちが、深い悲しみを抱えているということがあります。彼らはアイデンティティについて問題を抱えています。「私の里親、また養親は素晴らしい親である。しかし、私は、自分が何者であるかを知りたい」という子どもたちがいるのです。だから、生みの親が必要なのです。養親が死ぬまで、生みの親に会うことができなかったという場合があります。ですので、ソーシャルワ

ーカーは、コンタクトを取るということ、すなわち子どものために、例えば刑務所に生みの親がいたとしても、彼らにとってのそういったつながりを切断してはならないということを忘れてはなりません。1つの簡単な答えというのではないのです。

(タルヤ・ポソ教授) 親と子どもの関係について、これ以上言うことはありません。しかしながら、ベストプラクティスについて、ちょっとコメントさせてください。これまで強調されていたことで、養子縁組の前に、養子縁組のカウンセリングを行うことはいいと思います。エストニア、ドイツ、そしてフィンランドですね、それはうまくいけば良い実践だと私は思います。つまり、養子縁組前のカウンセリングというのは、法的に養子縁組が重要であるということ、また、養子縁組の心理的な部分は当然なものの、養子になる子どもや生みの親、養親、みんなにそういったカウンセリングをするということです。これは全ての人にとって、喪失や、心理的なトラウマがあるということです。ですので、このカウンセリングが必要であり重要なのです。子どもが大きくなるに従っても重要になりますが、養子縁組の前にそういったカウンセリングを行うことが重要です。

(ジュン・ソバーン教授) 私も同意です。養親、里親、養子になる子どもの三者にとって重要だと思います。

(徳永氏) ありがとうございます。今のカウンセリングの話に紐づいて、1つご質問がありました。

Q4「子どもの意向を確認するということは、養子縁組の時点で、その裁判手続きに入る時点で、またその入った後にされると思うのですが、0歳または自分の意思をはっきり表明することができない年齢の子どもの場合は、どこかの国で、または地域で行われている実践でグッドプラクティスがあれば、ぜひ教えていただけたらと思います。」

(マリット・スキヴェネス教授) タルヤ・ポソ教授が確か

乳幼児のプロジェクトを集められていたと思います。

(タルヤ・ポソ教授) はい。しかし、ちょっと違う角度からのプロジェクトですね。とても重要なことは、年齢にかかわらず子どもには権利があるということです、このことを認識しなければなりません。これが大前提です。実践をする上で、このことを忘れてはなりません。子どもが権利保持者であるということを忘れなければ、全く違うアプローチになってくるのではないのでしょうか。もちろん、言葉だけでなく実践することが必要です。しかし、この 2 つの要素、すなわち子どもが自分の意思を表現する機会を与えなければならないということと、さらに子どもが関わってくるプロセス及び法律、制度について、きちんと知識を得ていなければならないということです。あまり良い提案はないのですが、子どもに対するプロとしての姿勢が必要だと思います。

(マリット・スキヴェネス教授) はい、ありがとうございます。私も賛成です。タルヤ・ポソ教授が仰いましたけれども、子どもはもちろん権利を持っているわけです。それは明確で、強い権利です。また、我々は、そのシステムをきちんと理解しておくことが必要であります。もちろん、歴史的にもこの実践というのは全然違います。養子となった子どもについて、例えばノルウェーのシステムでは、彼らは養子となったということを知っています。養子縁組によってその家族に加わったということ、みんなが知っているのです。生みの親、また、きょうだいについても知っているのです。少なくとも自分自身について、直感的に自分の立場が分かっています。彼らには強い権利があるということです。タルヤ・ポソ教授がおっしゃっていました。我々は、この子どもの知る権利、どこから自分が来たのか、どんな親から生まれたのかという、知る権利を忘れてはなりません。また、子どもが言いたくないこと、そういうことは尊重しなければなりません。それは他の誰もが同じです。大人も同じです。多くの場合、子どもとコミュニケーションを十分に取ることが重要です。彼らにはどんな意思があるのか、プロとして担当者に信頼を置いているのかどうかというこ

とが重要だと思います。担当者のプロレベルも必要だと思います。

(ジュン・ソバーン教授) 例えば乳幼児であっても同様に、自分の弁護士であり、ソーシャルワーカーを持つ権利があります。これはとてもお金がかかり、全ての国にあるわけではありません。しかしながら、児童センターでもし法廷に行くのであれば、誰か子どものために、その子どもの意志を代弁する人を探さなければなりません。それが重要なのではないのでしょうか。

(マリット・スキヴェネス教授) それはとてもいいポイントですね。英国の制度は、他の国にない素晴らしいシステムだと思います。子どもの意思を代弁する人を必ず立てるということです。

(タルヤ・ポソ教授) 子どもの味方ですね。子どもの意見をちゃんと理解するということです。

(ジュン・ソバーン教授) もちろん代弁者がいるというのも重要です。それは心理的にも、です。子どもが本当に何を思っているのか、何を望んでいるのかということが重要です。例えば、特に障害を持った子どもの意思を代弁するのは、非常に難しく、心理の専門家であることも重要です。法廷に向けて彼らの声が届くことが重要なのです。親の声や、親戚の声だけではなく、子どもの声を裁判所に届ける、それが子どもの意見を聞くということです。

ところで、日本では、里親から移行する養子縁組が多いですが、これはノルウェーと似ています。それがあまりうまくいかなかった際には、他の養子縁組または他の仕組みに移行、ということになります。しかし、それには少し問題があります。里親制度は、例えば 6 カ月そこにいたとすると、里親がその子どもを愛し、そして子どももその里親をととても愛し、大事に思います。そのことを、生みの親が恐れて子どもを取り戻したいと思うようになるかもしれません。それによって、里親は生みの親に訪問してほしくないというように思うかもしれま

せん。ですので、永続的な意思決定が重要になります。里親が自分の子どもを取り上げられるのではないかと恐れることなく、子どもを養育するようなシステムが必要です。

(マリット・スキヴェネス教授) おっしゃる通りです。また、子どもがどんな反応するのかということは、興味深いことです。それはノルウェーでも起きていることです。すなわち、欧州裁判所の意思決定は、常にその生みの親の家庭との再構築というのをいつもしようとするわけです。スウェーデンのシステムでも同じようなことをしており、英国と似ています。意思決定をするということです。これが永続的な家庭であるというように決めるのです。この家族と、あなたはずっと生きていくんだというふうに、意思決定するということです。それは、養子にとっても、里親にとっても、生みの親にとってもきちんと意思決定がされるということです。その裁判所からの決定が出れば、安心できるということがあります。ですので、それは議論しなければいけない点です。これらの意思決定が、子どもにとって最善のものであるということ、それから関係者の間での争いを調停するようなものでなければならないと思います。しかし、子どもの権利、そして子どもの利益を守らなければなりません。

ところで、私にも質問があります。日本では、児童養護施設に多くの子どもがいます。この施設というシステムは、日本ではどのように維持、サポートされているのでしょうか。

(藤林氏) 難しい質問ですね。日本の場合には、児童相談所が、子どものニーズに応じて施設か里親を選び、それを子どもまたは生みの親に提示しますが、生みの親は里親よりも施設の方がいいと主張する場合があります。里親にいくと、子どもがその家の子どもになってしまうというという不安や誤解を招いてしまうことが多い。なので、日本の児童相談所は、子どもにとって家庭養育を保障したいというよりも、親との対立を防ぎたいがために、施設を選んでしまうという傾向が、いまだ残っているかなというふうに思います。

(徳永氏) この後も議論を続けていきたいところですが、そろそろお時間となります。今日は100名を超える養子縁組に関わる専門職、研究者の方がお越しいただいております。最後に3人の先生方からぜひ一言ずつ、応援のメッセージをいただいて終わりにしたいと思います。

(マリット・スキヴェネス教授) 皆様、ご参加いただきありがとうございます。もう夜の時間だと思いますので、もし何かご質問などあれば、私たち宛に後ほどメールなどでもコンタクトを取っていただければと思います。素晴らしい翻訳が行われていると思います。最後に申し上げるとすれば、今回非常に重要なトピックをお話させていただきました。子どもにとって重要な考えるべき点です。驚きもあれば、同時に興味深いことを、藤林先生からもお話しいただきましたが、施設の方が逆に選ばれるという話も、かなり驚くべきかつ興味深い点です。ジレンマもあるのでしょうか。情報をいただきまして私たちとしてもありがたく思います。私たちも学ぶべき点がありました。ありがとうございました。

(ジュン・ソバーン教授) 私からも改めまして、ご参加の皆様に感謝申し上げます。藤林先生も資料をご準備くださり、ありがとうございます。非常に知識の土台を高める助けになりました。非常にワクワクするセッションでした。ご参加本当にありがとうございます。支えてくださったチームの皆様も、西郷さんと徳永さんも含めまして、一緒に準備してくださって、あと通訳の方も頑張ってください、ありがとうございました。

(タルヤ・ポソ教授) 私からも皆様に感謝申し上げます。同時に、私も身が引き締まる思いです。国としては距離がありながらも、我々は同じような問題を抱えています。ご質問をいただきましたけれども、チャレンジに直面していると感じます。我々にとっても非常に重要な経験となりました。改めて感謝申し上げます。

おわりに

上鹿渡 和宏

(早稲田大学人間科学学術院教授、社会的養育研究所 所長)

ありがとうございました。マリット・スキヴェネス教授、ジュン・ソバーン教授、タルヤ・ポソ教授、そして藤林先生、本当に貴重なお話をしていただきました。実は今回の監訳書籍ですが、この中で日本語版刊行に寄せて、ということで、ジュン・ソバーン教授がこういう言葉を残してくださっています。

「本書の著者たちは、保護的手段として養子縁組を利用することは、一概に正しい、間違っているということではないこと、そして、法律制定者や専門家が、それぞれの国にとって何が正しいとするのかを決定する際には、文脈、家族関係、法制史の理解が不可欠であることを強調している。日本の読者は、日本の児童福祉政策と実践において、養子縁組はどのように位置づけられ、また適切なものになっているのかどうかをよりよく理解する必要がある」と。まさに今日はこのことを具体的に考える場を与えていただいたなと思っています。これも本当に、子どもにとっても子どもの利益ということ、子どもの権利と話がいっぱい出てきましたけれども、養子縁組をすればそれで終わりではなくて、子どもに

にとって本当に最善になっている状態を保つためには、今回のように考え続ける、本当にそうなのかと疑う、その時に各国のいろいろなやり方や考え方が非常に参考になると思いました。

日本の社会的養護、社会的養育は 2016 年、17 年以降も大きな変化をしています。施設が変わり、里親もこれまでとは違った役割を担う、養子縁組もそれに合わせて、大きく変わらなければならないところにいると思います。それを今日実践されている方がたくさんご参加いただいて、たくさん考えてくださったと思います。これをやめずに続けていくことで、本当に子どもにとっての最善の養子縁組、養子縁組ではないものも含めて、選択肢が増えていく、パーマネンシーを保障できるようにしていくということが、とても重要だなと思いました。こういった一緒に考える機会を今日いただいて、また今後もぜひ続けて、皆様と一緒に考えていけたらなというように思いました。今日ご参加いただいた皆様、改めましてありがとうございました。

早稲田大学 研究院 総合研究機構
社会の養育研究所

令和 7（2025）年 8 月

Supported by  日本財団 **THE NIPPON**
FOUNDATION